

テーマ：最決平成 28 年 12 月 19 日について

預金債権の相続についての従来の判例の立場

- (1) 従来、判例は、被相続人名義の預金債権は、可分債権である金銭債権であるため遺産分割の対象とならず、遺言がない場合には、法定相続割合に従って相続人に当然に分割帰属する、という立場を取っていた（最判平成 16 年 4 月 20 日など）。これにより、家庭裁判所は、遺産分割審判において預貯金を除外して分割審判をすることとなり、一部の相続人に対する生前贈与があった場合などに、相続人間の公平を保てない事態も生じていた（例えば遺産のほとんどが預貯金であった場合）。
- (2) また、金融機関の立場としては、相続人全員からの相続届が提出されない限り、預金の承継を認めないとする取扱いが通例であったが、相続人の一部から法定相続分に相当する預金の払い戻し請求があった場合にはこれに応じざるを得ないこととなっていた。

最決平成 28 年 12 月 19 日の判示内容

- ① 本決定の事案は、多額の生前贈与があるにもかかわらず、遺産のほとんどが預金であるため、特別受益が遺産分割に反映しきれない、という事案であるが、本決定は、「共同相続された普通預金債権・・・は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と判示して上記最判平成 16 年を判例変更した。但し、本決定には大谷現最高裁長官をはじめ、多数の裁判官から補足意見が付されており、判例変更の根拠については様々な見解が示されている。
- ② この決定により、預金債権も遺産分割の対象となり、預金を受け入れている金融機関にとっても、遺産分割がなされるまでは預金の払い戻しを一切拒絶できることが明確となった。

実務上の留意点

本判決以前は、現金は遺産分割の対象となると解されているにもかかわらず、預金債権は当然に分割される取扱いとなっていたが、実務上合理的を欠いているとの批判も相当なされていた。本決定による判例変更によって、遺産分割の対象が拡大され、相続人間の公平がより保てるようになったが、実務上は、葬儀費用等の共益費的な支出の取り扱いをどうするか、という問題が残された。そして、この点については、今般の相続法改正により、立法的解決を見ることとなった（続報予定）。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.56 は、「所有者不明土地特措法の概要」（18C20）の予定（2018/11 発行予定）としております。

以 上